

届出内容		提出書類															
		申請書 (様式第1)	誓約書 (様式第2)	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項	届出書 (様式第3)	給水装置工事主任技術者選任・解任	機械器具調書及び 機械器具の写真(別表)	更届出書 (様式第10)	指定給水装置工事事業者指定事項変 更届出書(様式第11)	再開届出書 (様式第11)	登記簿謄本	定款の写し	住民票及び身分証明書	給水装置工事主任技術者免状の写し	給水装置工事主任技術者登録証の写 (任意)	給水装置工事主任技術者の一覧表	事業所の案内図及び 外観及び内観写真
指定申請(法人)	水道法第25条の2	○	○		○	○				○	○		○	○	○	○	
指定申請(個人)	水道法施行規則第18~20条	○	○		○	○						○	○	○	○	○	
指定更新(法人)	水道法第25条の3の2	○	○	○		○				○	○		○	○	○	○	
指定更新(個人)		○	○	○		○						○	○	○	○	○	
事業形態の変更(個人→法人)		○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	※1
変更等	給水装置工事主任技術者の選任				○		○						○	○	○		※2
	給水装置工事主任技術者の解任				○		○								○		
	氏名又は名称(法人)		○				○			○	○						※3 ※4
	氏名又は名称(個人)		○				○					○					
	法人の代表者		○				○			○	○						
	住所(法人)						○			○	○						
	住所(個人)						○					○					
	法人の役員氏名						○										
	事業所の名称・所在地						○									○	
	指定店の廃止・休止・再開								○								

※ ○印：提出するもの

※1 個人の指定店として廃止届を提出後、法人の指定店として新規の指定を受けること（届出は同時提出してよい。）。

※2 当該事由が発生した日から、2週間以内に提出すること。

※3 変更のあった日又は、廃止・休止した日から30日以内に提出すること ※4 再開した日から10日以内に提出すること。

※5 指定・更新の申請手数料として10,000円の負担が発生します。